調達要求番号：６ＰＹＡ１Ａ２００２１

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
習志野演習場樹木枝払い及び伐採等役務		Ｃ８５	
		作　　成	令和　８年１０月２２日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊名	習志野駐屯地業務隊管理科

1　件名

習志野演習場樹木枝払い及び伐採等役務

2　場所

〒２７４－００７１　千葉県船橋市習志野３丁目１　陸上自衛隊習志野演習場

3　概要

樹木の枝払い，伐採及び処分　一式

4　一般事項

4.1　本仕様書は，陸上自衛隊習志野演習場において実施する「習志野演習場樹木枝払い及び伐採等役務」について必要な事項を規定する。

4.2　本役務は，本仕様書に記載してある事項のほか，「国土交通省土木工事共通仕様書（最新版）」及びその他関係法令等に準拠して行うこと。

4.3　本仕様書に記載なき事項で，技術上当然実施すべき事項については，確実に実施するものとする。また，内容に疑義が生じた場合には，速やかに監督官と協議し，その指示に従うこと。

4.4　受注者は，習志野演習場への立入り及び同演習場内での行動は，監督官の指示を遵守して行うこと。

4.5　習志野演習場内の関係者の立入は，日本国籍を有する者とする。また，許可された場所以外への立入は厳禁とする。

4.6　作業日時は，原則として平日の０８：３０から１６：３０までとする。なお，作業日時を変更する必要がある場合は，監督官と協議の上，その承諾を受けること。

4.7　作業者は，その作業内容に応じ，必要な知識及び技能を有すること。また，法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は，当該資格を有する者が作業等を行うものとする。

4.8　作業期間中は，習志野演習場の施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施することとし，万一損傷させた場合には速やかに監督官に報告するとともに，受注者の責任において補償するものとする。

4.9　本仕様書は，当役務関係者以外に貸出，複写及び回覧させてはならないものとし，関連した情報が漏洩した際には，受注者が全て責任を負うこと。

4.10　写真は、作業前，作業中及び作業後の隠蔽部となる箇所や，主要な作業段階の実施状況，その

他監督官指示するものを撮影し，写真帳（Ａ４版）に整理し，完成検査前に監督官に提出すること。

5　特記事項

5.1　役務内容及び数量

a)　ヒマラヤスギ　３２本　枝払い及び処分

b)　ナラ　３本　伐採及び処分

5.2　作業実施期間

a)　枝払い及び伐採については，契約日から令和８年１１月２７日（金）までとする。

b)　処分については，令和９年３月３１日（水）までとする。

c)　令和８年１２月１日（火）から令和９年１月１２日（火）までの間は，道路を塞ぐ作業等は停止すること。

5.3　枝払いについては，全ての枝等を切り落とすこと。

5.4　伐採については，先に上部の枝等を切り落とし，幹は２回以上に分けて切り落とすこと。

5.5　伐採する樹木の切株については，地上高３０cm以下を基準とすること。

5.6　役務実施場所は外柵沿いであるため，騒音・振動及び塵埃等の発生を努めて抑制するとともに，樹木や器材等の外柵外への落下物を発生させないよう十分注意すること。

5.7　役務実施場所において他の人車をう（迂）回させる必要がある場合には，迂回路等に関し監督官と所要の事項について事前に調整の上，必要な誘導・案内の処置を講ずること。

5.8　作業後は，確実に現場及び付近の清掃を行うこと。

5.9　枝払い及び伐採後の枝葉及び幹等の発生材（一般廃棄物）については，一般廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託するものとする。一般廃棄物のリサイクル施設で処分した場合は，リサイクル処分証明書等の写しを監督官へ提出すること。

5.10　役務において使用する器材等及び消耗品は，受注者にて準備すること。

5.11　役務完了後の完成検査は，書面をもって監督官に届けるとともに，監督官の指名する検査官の立会により，伐採本数及び伐採後状況について検査を実施する。



〒274-0071
千葉県船橋市習志野３丁目１
陸上自衛隊習志野演習場

別紙第１

別紙第２